

移住支援金または移住応援給付金の確認フロー

●共通要件●

- ・移住理由が転勤・出向・進学ではなく、5年以上継続して居住する意思がある
※新卒採用者（卒業後1年以内の初めての就職）は除く
- ・住民票を移す直前に連続して1年以上は県外に在住していること
※進学で大分県外に転出した場合、在学期間を含め通算5年以上の在住期間がある

- (1) 移住理由が転勤・出向・進学ではなく、5年以上継続して居住する意思がある
※新卒採用者（卒業後1年以内の初めての就職）は除く

※5年以内に転出した場合、支援金等を【返還】していただく必要があります。

→はい(2)へ →いいえ(申請できません)

- (2) 住民票を大分県内に移す直前に連続して1年以上は県外に在住している

※県外の大学等に進学した学生は、卒業後1年以上は住民票が県外にあること

→はい(3)へ →いいえ(申請できません)

- (3) 以下4つのいずれかの要件に該当する

A：就職

a) おおいたジョブナビ (<https://oita.saiyo-job.jp/nbtk/recruit/>)掲載企業への就職者

※以下の就職フローが対象となります

- ①企業がおおいたジョブナビに求人を掲載した日
- ②移住希望者がおおいたジョブナビ経由で応募した日
- ③企業が移住希望者を採用決定した日
- ④移住希望者が企業で就業を開始する日

b) 国のプロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業での就業者

B：テレワーク

企業からの命令ではなく、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方

C：関係人口

県や市町村が認める関係人口事業への参加者

D：起業

大分県地域課題解決型起業支援事業における起業補助金採択者

※起業の相談は、おおいたスタートアップセンター ☎097-537-9111

→はい(4)へ →いいえ(5)へ

- (4) **移住支援金（2人以上の世帯は100万円、単身者は60万円）**の申請について、各市町村の移住担当へお問い合わせください。

※移住先となる市町村への申請は、転入日から3か月以上1年以内に行う必要があります。

※市町村移住担当 (<https://www.iju-oita.jp/supports/>)

- (5) **移住応援給付金（子育て世代は30万円、単身者を含むその他世帯は20万円）**の申請について、各市町村の移住担当へお問い合わせください。

※市町村移住担当 (<https://www.iju-oita.jp/supports/>)

※金額は市町村により変動します。